



なくらしができるように

地震・台風と自然災害が相次いだ2018年。奈良女子大学教授の中山徹さんをコーディネーターに、「災害時、防災を通して自治体・職員の役割・あり方について考える」というテーマで、災害被害に対応した本庁・清掃・学童保育職場の組合員が座談会を行いました。

憲法の精神を 災害時にも生かすのが 自治体本来の役割

中山 昨年6月18日の大阪府北部地震、9月4日の台風21号、そして今後も大規模災害が予測されるもと、自治体・公務労働者の役割が問われています。地方自治体は本来、日本国憲法を地域で施策として発展・展開していくべきなのに、実態は憲法の精神が後退させられています。

そういうもとの災害に強い自治体をどうつくるのか。2025年

中山 徹さん



奈良女子大学教授

に万博が夢洲で開催されますが、あのようには脆弱なところで、安全を守るのか。大きな災害にならないようにすべきなのに、それに逆行する動きとなっています。

北部地震の発生は午前7時58分、職員が出動していない時間帯でした。今、非正規職員が増えていますが、非正規職員だけの時に災害が発生した場合、住民の命を守る体制なのか。また、せっかく助かっても避難所生活で命を失う実態があります。災害時でも、健康で文化的なくらしができなければいけません。今回、災害を身近に感じたと思いますが、現場はどうだったか教えてください。

災害対応での人手不足が 今も続いています

西脇 私は自宅が京都で出勤できませんでした。市内を中心に自転車等で行ける人が出勤しました。人が足らず午後と翌日の午前

災害にあっても 健康で文化的

中は閉庁となりました。近くで出勤した非常勤職員は帰され、年休扱いとされました。避難所は129カ所開設、12時間交代で対応。職場は職員が抜けた状態が8月まで続きました。こんなことは初めてで、わからないことも多く大変でした。

人員が少ない中で、避難所開設がいつまで続くのか、職員は自分の仕事ができず周りも大変、健康の問題も含め不安が広がりました。罹災証明も全壊11、半壊300、一部損壊が2万件以上と全部で2万5000件ほどあり、担当課は大変な状況が続いています。

西脇 美子さん



高槻市労組 (国民健康保険課)

台風被害があったからと 賃金カットは許せない

枘居 私は枚方市内在住で、北部地震では単車で行って避難所を開設しました。全校区各1カ所、24時間体制で要員となりました。1日休んでまた要員。教頭先生も泊まり込みで、学校との連携があるの

ではと思われました。清掃は50%が委託、市民対応は正規職員だけで仕事が終わってから行いました。

台風の時は地震被害のビニールシートがすこく飛んで、市役所別館の入り口も壊れる程でした。維新の市長は、台風被害対応で24億

枘居 剛さん



枚方市職労 (減量業務室)

円かかった(半分は国負担)ことを口実に、職員に賃金カットを押しつけてきました。職員は災害続きで大変な中ががんばってきたのに、それに対してこの仕打ちか、と怒りがうずまいています。

アルバイトだけの 時に地震が発生して…

吉岡 寝屋川の学童保育は公設公営で、指導員は任期付職員が中心でアルバイト職員も配置されています。地震当日は行事の代休で、

吉岡 令子さん



寝屋川市職労 (学童保育指導員)

朝早い時間はアルバイトだけのところがありました。そこへ地震が発生、どう対応したらよいかわからない状況も。アルバイトだけという時間帯があるのは不安です。その後、アルバイト含めて災害訓練をするようにはなりましたが。

中山 お話をきいて、いくつか議論を深めたい点があります。まず、職員が非常に減らされているもとの災害が頻発する。避難所開設は市町村の責任ですが、通常業

務もある。どう考えたらいいでしょうか。

枘居 学校は教師や校務員など、いろいろな教職員がいます。避難所運営は基本的に職員が対応しますが、連携がない状態で、そこに課題を感じます。また、自治会や防災会との連携も必要ではないかと思えます。

中山 避難所を開設すると、通常業務との両立が大変だと思いますが…。

西脇 そうです。中でも管理職は大変でした。12時間避難所対応の後、通常業務を処理してやっと帰宅という状態でした。一部損壊家屋へも対応したことで2万件近くの保険料の減額申請があり住民に喜ばれましたが、日頃から人が足りない中、職員は大変で人員増が必要でした。

災害については国全体で 考えなくてはならないこと

中山 枚方の賃金カットですが、災害は職員の責任ではないのに、がんばっている職員に対してひどい話です。今後、災害はたくさん起こりうるのに、被害を受けたら職員の賃金をカットするのか、ということになります。災害への対策や対応は国全体で考えなければならぬのに、市町村でやれというのは無理だと思えますね。

(2月号に続く)

今月のキーワード

「批准投票」

自治労連では要求実現をめざし、さまざまな全国統一行動を実施しています。批准投票は、全国統一行動の「指令権」を1年間、自治労連中央執行委員長に委譲することの賛否を問う、全組合員が意思表示する取り組みです。これは、私たち組合員だけが持つ大切な「権利」「団結権」の行使です。批准率が高くなることは、組合の要求実現への覚悟と団結の強さをあらわすことになり、全国に自治労連の団結力を示すものにもなります。すべての職場の組合員の参加と高い批准率で成功させ、要求実現に向けて奮闘しましょう！

座談会のキーワード

「憲法の精神」を
災害時にも生かす

【日本国憲法前文(抜粋)】われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。【憲法13条】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。【憲法25条】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2.国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。